

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪観光協会観光推進事業補助金
補助事業等の標目	諏訪市における観光事業の中核である諏訪観光協会が行う観光事業の経費の一部を補助することにより、同協会の独自事業の実施を推進し、もって観光業の底上げを図る。
補助事業等の対象者	諏訪観光協会
補助対象経費	観光事業の実施に要する経費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内で、補助対象経費の一部として市長が認める額</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 諏訪市の観光事業の推進を図るためには、諏訪観光協会への支援が必要不可欠であるため</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和4年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>令和10年3月31日</p> <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p>
情報の公表の方法等	補助事業者、交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担当部署	諏訪市 経済部 観光課 観光係

令和4年 3月16日 制定(令和4年 4月 1日 施行)

令和 7年 3月31日 一部改正(令和7年 4月 1日 施行)